

入札説明書

この入札説明書は、岩手県が発注する業務の契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 業務内容

- (1) 件 名 特定病原体等取扱施設保守点検業務
- (2) 仕 様 別添仕様書のとおり
- (3) 業務場所 盛岡市北飯岡一丁目 11 番 16 号 岩手県環境保健研究センター
- (4) 契約期間 契約日から令和 8 年 3 月 31 日まで

2 入札参加者に求められる事項

入札参加者は、入札に参加する者に必要な資格の確認に必要な書類として、次の書類を令和 7 年 12 月 3 日（水）までに 10（3）の場所に持参又は郵送により 1 部提出すること。

(1) 入札参加資格を証明する書類

- ア 入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）
- イ 資本関係・人的関係に関する届出書（様式第 2 号）

(2) 業務が履行できることを証明する書類

業務が履行できることの誓約書（様式第 3 号）及びその添付書類（任意様式）

なお、入札参加資格の有無については、令和 7 年 12 月 5 日（金）までに通知する。

3 資本関係等のある会社の参加制限

次のいずれかに該当する関係がある複数の者は、入札に重複して入札参加資格申請書を提出することができない。

なお、これらの関係にある複数の者から申請があった場合は、その全ての者の入札参加を認めないものとする。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が、民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続き中の会社又は会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下「再生会社等」という。）である場合を除く。

ア 親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、アについては、会社の一方が再生会社等である場合を除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する中小企業等協同組合とその組合員又は会員の場合

(4) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(1)から(3)と同視し得る関係があると認められる場合

- (5) 入札参加希望者が(1)から(4)の制限に対応することを目的に連絡を取ることは、公正な入札の確保に抵触するものではない。

4 入札の方法等

- (1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (2) 入札書は、入札公告 4 において示した期限及び場所に持参するものとし、その条件を満たさない者については、理由の如何を問わず入札への参加を認めない。
- (3) 入札書の金額以外の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し、入札参加者の印で押印をしておかなければならない。
- また、一度提出した入札書は、書換え、引替え又は取り消しすることができない。
- (4) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。なお、年間委任状等により支店、営業所等に権限を委任されている場合は、その委任状の写しも提出すること。

5 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 一般競争入札の参加資格のない者がした入札の場合
- (2) 入札書に記名押印がない場合
- (3) 入札金額を訂正した場合
- (4) 誤字脱字等により必要事項が確認できない場合
- (5) 同一入札参加者又は代理人が 2 つ以上の入札をした場合
- (6) 代理人が提出した入札書で委任状が提出されていない場合
- (7) 入札執行者の指示に従わない場合
- (8) その他入札に関する条件に違反して入札した場合

6 入札書に関する事項

入札書は、県で示す書式により次のことを表示し、代表者印又は代理人の印を押印したうえで行うこと。

- (1) 入札年月日
- (2) 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称及び代表者の職・氏名）
- (3) 入札金額
- (4) 代理人が入札する場合にあつては、代理人氏名

7 落札者の決定方法

- (1) 本件発注に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であつて、会計規則（平成 4 年岩手県規則第 21 号）第 100 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2) の同価の入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

8 再度入札に関する事項

初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札に付する。

9 契約に関する事項

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 契約保証金は契約金額の 100 分の 5 以上の額とする。

ただし、落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき、又は、会計規則第 112 条各号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(3) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。

10 その他

(1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関した費用については、すべて入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。

(2) 入札参加者は、一般競争入札参加確認申請書（様式第 1 号）等を提出した後、落札者の決定までの間において入札参加を辞退する場合には、口頭又は電話でその旨を申し出たうえで、入札執行者の指示に従うこと。

(3) 入札等に関する照会先

岩手県環境保健研究センター企画情報部

〒020-8570 岩手県盛岡市北飯岡一丁目 11-16 電話番号等 電話：019-656-5666

FAX：019-656-5667